

# 一般事業主行動計画

社会医療法人 美杉会

社会医療法人美杉会では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しました。

法人全体の取り組みですので、ご協力をお願い致します。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日 5年間
2. 内 容

**目標1 計画期間内に、所定外労働時間を20%（全職員平均）削減する。**

<対策>

- 管理職への呼びかけにより、退勤を促す。
- 業務を見直し、無駄な残業時間を減らす。

**目標2 計画期間内に、年次有給休暇の取得率を50%以上（全職員平均）にする。**

<対策>

- 管理職への呼びかけや、院内掲示等により、年次有給休暇の取得を促す。

**目標3 計画期間内に、産前産後休業、育児休業、育児休業給付について周知する。**

<対策>

- 法人イントラネットにて周知する。
- 職員ハンドブックにて周知する。
- 対象者に産前産後休業、育児休業、育児休業給付および復職後の短時間勤務制度や育児時間・子の看護休暇の取得についてのパンフレットを配布する。

# 一般事業主行動計画

社会福祉法人 美郷会

社会福祉法人美郷会では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しました。

法人全体の取り組みですので、ご協力をお願い致します。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日 5年間
2. 内 容

**目標1 計画期間内に、所定外労働時間を20%（全職員平均）削減する。**

<対策>

- 管理職への呼びかけにより、退勤を促す。
- 業務を見直し、無駄な残業時間を減らす。

**目標2 計画期間内に、年次有給休暇の取得率を50%以上（全職員平均）にする。**

<対策>

- 管理職への呼びかけや、院内掲示等により、年次有給休暇の取得を促す。

**目標3 計画期間内に、産前産後休業、育児休業、育児休業給付について周知する。**

<対策>

- 法人イントラネットにて周知する。
- 職員ハンドブックにて周知する。
- 対象者に産前産後休業、育児休業、育児休業給付および復職後の短時間勤務制度や育児時間・子の看護休暇の取得についてのパンフレットを配布する。